

令和元年8月9日

各位

留萌商工会議所

留萌市プレミアム付商品券 参加店募集のご案内

拝啓 残暑の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券を留萌市が発行することとなりました。

つきましては、留萌市より当商工会議所が本事業を受託し、参加店の募集を行う事となりましたので、本趣旨並びに同封いたしました参加店舗募集要項をご理解いただき、参加店としてご登録下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 名称 留萌市プレミアム付商品券
2. 発行額 総額135,000,000円（プレミアム率25%）
3. 発行数 27,000セット
4. 販売価格 1セット4,000円（500円券の10枚綴り）
5. 購入対象者 引換券受領者（※約5,400人）
6. 使用有効期限 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）
7. 参加資格 留萌市内に店舗等のある小売店（大型店含む）、飲食店、サービス業、建設業、工業など（※風俗営業法の適用を受けない事業者）
8. 申込期間 令和元年8月19日（月）～令和元年8月30日（金）
※ 参加申込は、8月30日以降も受け付けますが、8月30日以降のお申込みについては、チラシ等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
9. 申込方法 参加を希望される方は、「募集要項」に同意のうえ、別添「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送又はFAX等にて下記事務局まで申請して下さい。
※ なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申込みしていただきます。この場合、各店舗の名称（例：〇〇〇〇留萌店）、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての参加店舗が「募集要項」に同意している必要があります。

お問い合わせ・事務局

留萌商工会議所

〒077-0044 留萌市錦町1丁目1-15

TEL0164-42-2058 FAX0164-43-8322

【留萌市プレミアム付商品券】

参加店舗 募集要項

留萌商工会議所

◆事業の趣旨

消費税・地方消費税引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の発行を行う事を目的とする。

1. 商品券の事業概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 名 称 | 留萌市プレミアム付商品券 |
| (2) 発 行 者 | 留萌市 |
| (3) 事 務 局 | 留萌商工会議所（留萌市プレミアム付商品券発行業務受託者：事務局） |
| (4) 発 行 額 | 総額135,000,000円（プレミアム率25%） |
| (5) 発 行 数 | 27,000セット |
| (6) 販売価格 | 1セット4,000円（500円券の10枚綴り） |
| (7) 使用有効期間 | 令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土） |
| (8) 販売方法 | 窓口販売 |
| (9) 販売場所
及び期間 | ①るもいプラザ（毎週水曜日の閉館日は休み）
令和元年10月 1日（火）～令和元年12月20日（金）10:00～16:00
②留萌商工会議所（土日祝祭日、12月31日～1月5日休み）
令和元年12月23日（月）～令和2年 2月14日（金）9:00～17:00 |
| (10) 購入限度 | 1人5冊まで（対象者約5,400人） |
| (11) 参加店舗等 | 留萌市内に店舗等のある小売店（大型店を含む）、飲食店、サービス業、建設業、工業など（※風俗営業法の適用を受けない事業者） |

2. 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

- 商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
 - 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
 - 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
 - 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

4. 商品券の流れについて



5. 参加資格

留萌市内に事業所または店舗等を有する事業者（以下、店舗という）とし、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 留萌市プレミアム付商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、事務局が配付する販売ツール(参加店証等)を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。
なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨事務局にも報告して下さい。
- ③ 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否してください。
- ④ 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面の「商品券取扱店名」欄に店印を押印することとし、既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ⑤ 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
有効期間中の商品売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。

7. 申し込みについて

(1) 申込方法

参加を希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、別添「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、FAX又は郵送等にて事務局まで申請して下さい。

- ※ なお、市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく、事業者単位で申し込みしていただきます。この場合、各店舗の名称(例：〇〇〇〇留萌店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての参加店舗が「募集要項」に同意している必要があります。

(2) 申込期間

令和元年8月19日(月)から8月30日(金)まで

- ※ 参加申込は、8月30日以降も受け付けますが、8月30日以降のお申込みについては、チラシ等紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 参加店舗の選定

- ・ 申込みのあった事業者については、当所での審査を経て、参加店舗として承認します。
- ・ 参加店舗には、店頭に掲示して頂く参加店証等および換金請求書等を後日配布します(複数店舗分を申込みの場合は、本社または統括する店舗へ一括して送付します)。
- ・ ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

8. 参加店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

9. 換金について

(1) 支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。

原則として、商品券の換金代金の支払いは、取扱店より提出された商品券の額面金額を受付日後、ご指定の口座へ振込みます。

(2) 請求方法

換金請求書に必要事項を記入のうえ、引換済商品券（裏面の「商品券取扱店名」欄に店印等を押印のこと）を添付し、下記の換金請求先へご持参ください。

(3) 請求期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月13日（金）まで

※ 土・日・祝祭日及び留萌信用金庫が定める休日を除く

受付時間は留萌信用金庫にて定める営業時間内とします。

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金請求先

○留萌信用金庫 本店

〒077-8686 留萌市花園町2丁目1番8号 TEL:0164-42-1250

○留萌信用金庫 中央支店

〒077-0045 留萌市本町4丁目14番地 TEL:0164-43-7111

10. その他留意事項

- ・ 「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・ 参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、チラシ、ホームページなどにより広報します。

【問合せ先】

留萌商工会議所（事務局）

〒077-0044 留萌市錦町1丁目1-15

TEL : 0164-42-2058 FAX : 0164-43-8322

留萌市プレミアム付商品券参加店舗登録申請書兼誓約書

◆事業所について

事業所名 代表者名			
住所	〒 ー		
	TEL ()	FAX ()	
担当者名 メールアドレス	@		

◆参加店舗について

店舗名 <small>(パンフレット・HPに 掲載する事業所名)</small>	〒 ー		
店舗所在地 <small>(事業所住所と同じ 場合は記載不要)</small>	留萌市 TEL () FAX ()		
店舗担当者名		主な取扱品目	
業種 <small>(該当するもの1つに ○をつけて下さい)</small>	食品スーパー	コンビニ	家電・衣料・薬・酒等小売店 ホームセンター 飲食店 理美容店 クリーニング 娯楽・宿泊施設等 タクシー等 建設業 製造業 その他の業種(具体的に:)

※ 市内に複数の店舗がある場合は、当申請書と併せて「店舗名」「所在地」「TEL」「FAX」「業種」「主な取扱品目」を一覧(様式自由)にしたものを添付してください。

※ 各店舗へ振込を希望される場合は、一覧表にそれぞれの振込口座を記載してください。

◆誓約書

- 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- 商品券の再販・流通をいたしません。
- 商品券の偽造・悪用・濫用はいたしません。
- 商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- 商品券の有効期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情が無い限り途中辞退はいたしません。
- 商品券の取扱、参加資格、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 商品券の取扱に関して、事務局からの改善要請等があった場合は、それに従います。
- 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(HP、チラシ等に掲載)について同意します。
- 商品券取扱について、事務局からの調査・アンケートの要請等があった場合は、それに従います。

私は、以上の事について遵守することを誓約し、参加店舗の登録を申請します。

令和元年 月 日

事業所名

代表者名 _____ (印)

◆振込口座について

フリガナ							
口座名義							
金融機関名	留萌信用金庫			支店名	支店		
預金種目	普通・当座	口座番号					

留萌市プレミアム付商品券取扱要綱

留萌商工会議所

(趣旨)

第1条 この要綱は、留萌市が発行するプレミアム付商品券の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 留萌商工会議所は、留萌市より「留萌市プレミアム付商品券発行業務委託契約」の受託者（以降「事務局」という。）である。

2 この要綱において「商品券」は、留萌市が発行する前払い式証券をいう。

3 「特定取引」とは、商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受け、又は役務の提供をいう。

4 この要綱において「取扱店」とは、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業所として登録されたものをいう。

(商品券の名称及び様式)

第3条 留萌市が発行するプレミアム付商品券の名称は、「留萌市プレミアム付商品券」（以下「商品券」という。）とする。

2 商品券の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(商品券の販売額等)

第4条 商品券の額面は、500円とする。

2 商品券の販売金額は、商品券10枚を1セットとし、4千円とする。

3 商品券の発行総数は、27,000セットとする。

(商品券の販売方法)

第5条 商品券の販売対象は、留萌市が発給した引換券を受領した対象市民（子育て世代・非課税世帯）とする。

2 商品券の販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月14日の期間とし、発行総数を完売次第終了とする。

3 商品券の販売窓口は、次の事項によるものとする。

(1) まちなか賑わい広場（るもいプラザ内）

令和元年10月1日（火）から12月20日（金）午前10時～16時（閉館日を除く）

(2) 留萌商工会議所（留萌産業会館内）

令和元年12月23日（月）から令和2年2月14日（金）午前9時～17時（土日祝祭日、年末年始12/31～1/5を除く）

4 商品券の販売上限は、購入希望者1名につき5セットとする。

5 商品券の購入手続きは、次の事項によるものとする。

(1) 事前に留萌市から対象者に配布した引換券持参者に、現金にて販売する。

(2) この場合において、購入者の希望に応じて、領収書を発行する。

6 商品券購入後における当該商品券の盗難、紛失又は滅失等に対しては、事務局ではその責を負わないものとする。

(商品券の使用)

第6条 購入した商品券は、事務局で登録した取扱店にて、現金と同様に使用できる。ただし、額面未満の購入に際しての釣り銭は発行しない。

2 商品券は、前項の規定にかかわらず次の事項に対しては、使用することができない。

- ・商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- ・その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの

3 商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年2月29日までとし、使用期間後は、その効力を失う。

(取扱店)

第7条 商品券を取り扱うことができる事業者（この要綱において「取扱店」という。）は、留萌市内に事業所を有する事業者であり、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受けない事業者であり、事務局に登録された事業者とする。

2 取扱店を希望する事業者は、令和元年8月30日までに取扱店申請書（別記様式第3号）に必要な事項を記入し、事務局に提出し、登録承認を受けなければならない。この場合において、指定口座は、留萌信用金庫本店又は中央支店の口座としなければならない。

3 登録された取扱店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 前条及び次条を順守しなければならない。

(2) 商品券使用期間中においては、事務局より交付される取扱店証（別記様式第4号）を市民が見える位置に掲示しなければならない。

(3) 使用された商品券は、速やかに裏面に取扱事業所名を押印又は記入し、再使用できないように管理しなければならない。

(4) 商品券の裏面の取扱事業所名欄に既に他の取扱店名が押印又は記入されている商品券を使用させてはならない。

(5) 使用された商品券は、換金するまでの間、自らの責任において保管しなければならない。

(換金手続)

第8条 使用された商品券の換金窓口は、留萌信用金庫本店及び中央支店とする。

2 取扱店は、使用された商品券を換金しようとする場合は、商品券換金申込書（別記様式第5号）に使用された商品券を添えて換金窓口へ提出しなければならない。この場合において、使用された商品券の裏面に取扱事業所名を押印又は記入していなければならない。

3 留萌信用金庫は、取扱店より提出された商品券の額面金額を受付日後、別に定める事務局の承認を受け取扱店が指定する口座に振り込むこととする。

4 取扱店からの換金申込は、令和2年3月13日までを期限とし、換金期限後は、その効力を失う。

(調査協力)

第9条 商品券の購入者及び取扱店は、事務局が実施する調査等に協力するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、商品券の取扱いに関して必要な事項は、留萌市と事務局が協議し別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。